

メディカルジャパン東京「三重県ブース」装飾業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

- 1 委託業務の名称 メディカルジャパン東京「三重県ブース」装飾業務委託
- 2 委託業務の目的
令和6年10月9日(水)～11日(金)に千葉県幕張メッセで開催される展示会（メディカルジャパン東京）に「三重県ブース」を出展するにあたり、ブースの装飾を委託することにより、全国各地から来場する企業、医療・福祉関係者に県内企業が持つ製品や技術、サービス等をPRする上での訴求力を高めることを目的とする。
- 3 委託業務の概要
 - (1) 委託期間
契約日から令和6年10月31日(木)まで
 - (2) 委託業務の内容
別添「業務仕様書」のとおり
- 4 契約上限額 1,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 参加条件
次に掲げる条件をすべて満たした者とする。
 - (1) 参加者資格
 - ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 最優秀提案者資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 連絡調整者を1名以上配置できること。
- 6 企画提案コンペの実施方法
提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を『メディカルジャパン東京「三重県ブース」装飾業務 企画提案コンペ選定委員会』（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。
なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。選定において、最低制限基準点未満の提案は失格とする。また、この基準は一者提案となった場合も同様とする。
 - (1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状も提出すること。

②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

イ 提出期限 令和6年7月8日（月）17時まで

ウ 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新産業振興課 成長産業・ライフイノベーション班

エ 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

※メール及びファクシミリでの提出は不可とする。

オ 結果通知 令和6年7月22日（月）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

①企画提案申請書（第2号様式）

1部

②企画提案書

9部（正本1部、写し8部）

③見積書（様式任意）

9部（正本1部、写し8部）

④会社パンフレット

9部（HP等の写しでも可）

イ 提出期限 令和6年7月25日（木）17時まで

ウ 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新産業振興課 成長産業・ライフイノベーション班

エ 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

※メール及びファクシミリでの提出は不可とする。

(3) 選定のための評価基準

①企画性

県ブースへの来訪者増加につながるよう、創意工夫がなされた効果的な独自提案が盛り込まれているか。

②PR性

三重県のブースであることが一目でわかるとともに、出展企業をPRする装飾となっているか。

③専門性

展示会ブース装飾に関する知識や経験など、当該委託業務の遂行に必要な能力や実績を有しているか。

④実施体制

組織や人員等において、当該委託業務を適切に遂行できる体制を構築しているか。

⑤経済合理性

業務の実施について十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。また、本県への業務負担が少ない提案となっているか。

(4) 第1次審査（適否判定、書類審査）の実施

提案者が多数の場合、適否評価及び書類審査を行い、優良提案者を5者以下に選定したうえで、当該優良者のみによる第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。

審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた

提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施

ア 開催日時 令和6年8月6日（火）

※詳細な時間等は、後日電子メールにて通知する。

イ 開催方法 WEB 会議（Zoom）

ウ その他

プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書等のみを使用し、説明することとする。

(6) 審査結果の通知

審査の結果は、審査に参加した全ての提案者に速やかに通知するとともに三重県のホームページにて公表する。

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和6年7月2日（火） 正午まで

(2) 質問の方法 ファクシミリまたは電子メールで提出すること。

FAX：059-224-2078 E-mail：shinsang@pref.mie.lg.jp

(3) 質問の内容

質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画・積算に関する内容等には回答しない。

(4) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和6年7月3日（水）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第3号様式）

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部新産業振興課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

(4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報

保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新産業振興課 成長産業・ライフイノベーション班 担当：山際

Tel：059-224-3113 FAX：059-224-2078 E-mail：shinsang@pref.mie.lg.jp